

たんまつ

タブレット端末

りようじょう

利用上のルール

令和3年4月



下北山村教育委員会

【はじめに】

みなさんが学校から貸し出されるタブレット端末には様々な機能があり、上手に使うことで授業での学びをより深めることができます。きちんとルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるようにしましょう。

ルールが守れないときは、アカウント（住所）が削除され、タブレットを使うことができなくなります。

《タブレット使用の目的》

1. 学校で貸し出すタブレットは学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わることだけに使うようにしましょう。

《使用場所》

2. 学校と自宅のみで使用するようにしましょう。
3. それ以外の場所で使用する必要がある場合は、先生に許可を得てから使用しましょう。
4. タブレットは、地面に置いて使ってはいけません。また、タブレットを持って走らないようにしましょう。



《学校での使用について》

5. 先生が許可した時間や活動・場所のみで使用するようにしましょう。
6. 登下校中は、タブレットをカバンから出さないようにしましょう。

《自宅での使用について》

7. 学習に必要なことにのみ使うようにしましょう。
8. お家の人と、家での利用時間について決めましょう。寝る時刻の30分前には使用をやめるようにしましょう。

9. 使う^{つか}前^{まえ}と使った^{つか}後^{あと}は手^てをきれい^{あら}に洗^{あら}いましょう。
10. 使う^{つか}ときは、周^{まわ}りに飲^のみ物^{もの}や食^たべ物^{もの}を置^おかないようにしましよ。
11. ほか^{ひと}の人^かに貸^{つか}したり、使^{つか}わせたりするこは絶^ぜ対^{ったい}にしてはいけま
せん。
12. 使^{つか}わないときは、家^{いえ}の人^{ひと}の目^めの届^{とど}くところ^おに置^おいておきま。

《情報^{じょうほう}モラル^{かん}に関する事項^{じこう}》

13. 写^{しゃ}真^{しん}や動^{どう}画^がで人^{ひと}を写^{うつ}すときは、勝^か手^{って}に撮^とらず、必^{かな}ず許^き可^よをもら
いましょう。
14. 教^{きょう}育^{いく}委^い員^{いん}会^{かい}からもらったアカウ^{ひと}ント^{おし}は、人^{ひと}に教^おえな^しいようにしまし
よう。
15. パスワ^{ひと}ード^{おし}は、ど^{ひと}んなとき^{おし}でも人^{ひと}に教^おえな^しいようにしましよ。
16. 個^こ人^{じん}情^{じょうほう}報^{じょう}はインタ^{じょう}ーネ^ぜット^{ったい}上^あに絶^ぜ対^{ったい}に上^あげな^しいようにしましよ。
17. 相^{あい}手^てを傷^きつ^もけたり、怖^こい思^{おも}い^きをさ^もせたり、い^きやな気^も持^もちにさ^もせ
たりするよなこは、絶^ぜ対^{ったい}に書^かき込^こんではいけません。
18. 家^{いえ}のPC^{たんまつ}（スマ^{たんまつ}ートフ^ぜォン^{ったい}・タブ^せレ^つット^{ぞく}端^{たんまつ}末^ぜ・コン^せピ^つー^{ぞく}タ^{たんまつ}等^ぜ）と自^{とう}分^{じぶん}
のタブ^{たんまつ}レ^ぜッ^{ったい}ト^せツ^つを絶^ぜ対^{ったい}に接^せ続^つしてはいけません。
19. サ^えイ^{つらん}ト^{せい}の閲^え覧^{らん}に^{せい}は制^{せい}限^{げん}が^{せい}かけ^{せい}られて^{せい}いま^{せい}すが、怪^あしいサ^あイ^あト^あに入^{はい}
って^{はい}しま^{はい}ったとき^{はい}は^{はい}す^{はい}ぐに^{はい}退^{たい}出^{しゅつ}し、急^いい^いで^いに家^{いえ}の人^{ひと}や先^{せん}生^{せい}に伝^{つた}えま
しよ。

《健康^{けんこう}面^{めん}に関する事項^{かん}》

20. 使^し用^{よう}するときは、姿^し勢^{せい}をよ^がくし、画^が面^{めん}に近^{ちか}づき^{ちか}すぎ^{ちか}ないよ^{ちゅう}うに注^い意^い
しましよ。



21. 20分に一度は遠くを見るなど、ときどき目を休めさせましょう。

《設定の変更》

22. 修理、調整ができなくなりますので、勝手に設定を変更してはいけません。

《その他》

23. 個人で購入したカバーやマウス等は、学校に持ってきてはいけません。

24. タブレット本体やネットワーク等に不具合が出たときは、すぐに先生に報告するようにしましょう。

25. 中学校卒業まで使用するタブレットです。落としたり濡らしたりしないで、大切に扱うようにしましょう。

26. タブレットは、タッチパネルになっています。鉛筆や硬い物などで触れないようにしましょう。また、磁石を近づけないようにしましょう。

27. この利用上のルールを守り、学習のためにのみ使用していて壊れた場合には、修理に係る保護者の方の費用負担は考えておりません。

